令和5年度第1回

国民健康保険運営協議会

令和5年7月27日 東 久 留 米 市

令和5年度第1回国民健康保険運営協議会

令和5年7月27日午後1時30分開会

東久留米市役所本庁舎4階 庁議室ほか

次 第

(開 会)

(会議録署名委員の指名)

(議 題)

- (1) 「令和4年度東久留米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算」
- (2) 「令和5年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算(案)」

(報告)

- (1) 令和4年度国民健康保険税の徴収状況について
- (2) 国民健康保険税口座振替推進キャンペーンについて
- (3) データヘルス計画の経過報告について
- (4) その他

出席委員(8名)

会	長	古	井	祐	司	会長職務任	代理	齌	藤	昇	司
委	員	山	﨑	紀	子	委	員	熊	野	雄	_
委	員	西	尾	龍	太	委	員	小	玉		剛
委	員	西	村	より)子	委	員	橋		豊	子

欠席委員(2名)

委員中島春江 委員成田直人

説明者(7名)

福祉保健部長	浦 山	和	人	福 祉 保 健 部 保険年金課長	中	谷	義	昭
市 民 部 納 税 課 長	保木本	健	_	福祉保健部健康課長	佐	Щ	公	行
保険年金課 国民健康保険 係	伊藤	貴	寛	保 険 年 金 課 国保年金資格 係 長	太	田	裕	也
保険年金課	小 方	達	郎					

◎開会及び開議の宣告

○会長 本日は、お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。これより、令和5年度第 1回東久留米市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

議題に入ります前に、この度、保険医代表でありました北村委員の後任として、東久留米市歯科医師会の会長に就任された小玉委員が参加されることになりました。ご挨拶をいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○委員 会長、ありがとうございます。

皆様、こんにちは。この6月に東久留米市歯科医師会の会長を仰せつかりました小玉でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。なお、委嘱期間につきましては、令和5年7月1日から令和6年12月 31日までになっております。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局よりお知らせなどがございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、皆様、こんにちは。本日はご参加いただきましてありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、暑い日が続いておりますが、体調管理にはお気をつけなさいますようお願い申し上げます。

まず、昨年度の運営協議会より事務局にて人事異動がございました。簡単にご挨拶をさせていただければと存じます。

- ○国保年金資格係長 こんにちは。このたび、4月から国保年金資格係長になりました太田と申します。 よろしくお願いいたします。
- ○事務局 よろしくお願いいたします。

また、本日は、次期データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画策定に伴いまして、ご支援いただきます事業者にも参加をいただいております。一言お願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

(事業者あいさつ)

○事務局 ありがとうございます。

以上をもちまして、事務局のお知らせとさせていただきます。お時間いただきありがとうございました。会長、よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございました。

それでは、改めて協議会を再開いたします。

初めに、本日の出欠委員を確認いたしたいと思います。

本日、中島委員、成田委員がご欠席ですが、国民健康保険運営協議会規則第7条によりまして定足数に達しております。会議は成立しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、市側からは、関係部課長が出席をしています。

◎会議録署名委員の指名

○会長 次第2「会議録署名委員の指名」でございます。

-2-

本日の会議録署名委員をご指名申し上げます。本日は、山﨑委員、熊野委員、西村委員のお三方にお願いいたします。

また、本協議会での会議録及び資料の取扱いについてお諮りいたします。

原則として、会議録及び資料は公開することとなります。ただし、審議内容によって、東久留米市議会での議決に関わる内容を含むことがございます。その場合、当該内容の議決後に同協議会の会議録及び資料を公開するものといたします。合わせまして、傍聴の方への資料提供の取扱いについてですが、東久留米市議会にて審議が必要な内容を含む場合、協議会終了後に回収させていただくものといたします。

なお、会議録については、氏名の記載は行わず、役職名での表記となりますので、ご了承をお願いします。

以上につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

ありがとうございます。

本日は「令和4年度東久留米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算」のほか、1件の議題及び報告を 予定しております。

概ね、午後3時までに審議を終了させていただききたいと存じますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

◎傍聴希望者の確認

- ○会長 本日は、傍聴希望者はいらっしゃいますか。
- ○事務局 傍聴者はおりませんが遅れてこられた際には、傍聴を許可させていただきたいと思いますので よろしくお願いいたします。
- ○会長 ありがとうございます。傍聴希望の方の協議会中での入室については、事務局で、適宜ご対応を お願いいたします。

◎配付資料の確認

- ○会長 それでは、議事に入ります前に、事務局より資料の確認をお願いいたします。
- ○事務局 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

会議開催に先立ちまして、皆様に事前配付させていただきました資料を確認させていただきたいと存じます。

まず、本日の次第が1枚でございます。続きまして、右上に議題1となって、ホチキス留めとなっております、「令和4年度東久留米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算」。続きまして、右上に議題2といたしまして、ホチキス留めとなっております、「令和5年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算(案)」。続きまして、右上に資料1となっております1枚ものでございます、「令和4年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算」。続きまして、右上に資料2となっております1枚ものでございます、「各年度国民健康保険特別会計決算額の推移」。続きまして、右上に資料3となっております1枚ものでございます「国民健康保険被保険者数等の推移」。続きまして、右上に資料4となっておりまして、

その下に資料5も記載させていただいております、資料4と5でございます。資料4のほうが「国民健康保険加入率等の推移」、資料5のほうが「一般会計繰入金等(過去6年間)の推移」でございます。 続きまして、右上に資料6、1枚ものでございます、「各年度医療費(療養給付費等)の推移」。 続きまして、右上に資料7の①となっておりまして、両面印刷となっております、「被保険者現年度分の調定収入状況」。 続きまして、右上に資料8、両面印刷となっております、「法定軽減の各年度件数及び金額」。 続きまして、右上に資料9となっております1枚ものでございます「令和4年度国民健康保険税徴収決算前年対比(5年5月末)」でございます。 続きまして、右上に資料10となっております、両面印刷となっております、「令和5年度国民健康保険税口座振替推進キャンペーンについて」。 続きまして、右上に資料11となっておりまして、A3用紙でホチキス留めとなっております、「東久留米市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況」。 その他参考資料といたしまして、「東久留米市国民健康保険運営協議会委員名簿」、また「口座振替推進キャンペーン」のチラシ、カラー印刷のものでございます。 続きまして、「令和5年度東久留米市健康ガイド保存版」でございます。 続きまして、「東久留米市の国民健康保険税について」、令和5年度版の資料となっております。

配付資料につきましては以上でございます。過不足等がございましたら、事務局までお願いいたします。

○会長 ありがとうございました。

◎「令和4年度東久留米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算」

○会長 それでは、次第3議題(1)に移ります。

事務局より、まず内容のご説明をお願いいたします。

○事務局 議題の(1)「令和4年度 国民健康保険特別会計歳入歳出決算」について、ご説明させていただきます。

右上に四角で囲みました「議題1」とあります冊子、「令和4年度 東久留米市国民健康保険特別会計 歳入歳出決算」の1ページをご覧ください。

歳入歳出決算は、歳入歳出ともに予算現額は122億430万5千円でございます。歳入決算額は1 18億8,737万8,721円、歳出決算額が118億6,799万652円でございます。その結果、歳入歳出差引残額は1,938万8,069円となっております。

続いて、歳出決算額と構成比をご説明させていただきます。別添の資料1、A4の横になりますけれ ども「令和4年度国民健康保険 特別会計歳入歳出決算」をご覧ください。

下段の歳出の表、1款の総務費の支出額は、1億6,755万5,661円で、構成比は1.4%、 前年度比0.2%の減でございます。

2款の保険給付費は75億7,204万3,370円で、構成比は63.8%、前年度比1.4%の減でございます。

3款の国民健康保険事業費納付金は36億4,057万7,610円で、構成比は30.7%、前年 度比1.6%の増でございます。

4款の保健事業費は1億3,334万2,437円で、構成比は1.1%、前年度比0.1%の減で ございます。 5款の基金積立金は1億9,941万4,654円で、構成比は1.7%、前年度比0.1%の増で ございます。

7款の諸支出金は1億5,505万6,920円で、構成比は1.2%、前年度比0.1%の増でございます。

6款及び8款につきましては、いずれも執行額はございません。

次に、表の上段の歳入でございます。

主な歳入決算額と構成比でございますが、1款の国民健康保険税の収入済額は24億5,486万7,431円で、構成比は20.7%、前年度比0.2%の増でございます。

4款の都支出金は77億8,542万96円で、構成比は65.5%、前年度比1.2%の減でございます。

6款の繰入金は14億2,626万6,772円で、構成比は12.0%、前年度比1.2%の増でございます。

7款の繰越金は1億9,941万2,694円で、構成比は1.7%、前年度比0.1%の増でございます。

8 款の諸収入は2, 105万7, 768円で、構成比は0.2%、前年度比0.1%の減でございます。 続きまして、議題1の資料の決算書事項別明細書26%一ジからの歳出を説明させていただきます。 別添資料2の下段もあわせてご覧ください。

26ページからの1款総務費でございますが、人件費や、各種システム改修に係る費用などで、前年度比で11.8%減少しております。

32ページからの2款保険給付費でございますが、被保険者数の減少傾向は続いておりますが、令和 4年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響も徐々に落ち着きを取り戻しつつあったこと から、医療費水準につきましては徐々に平時の水準へ転じてきているところでございまして、前年度比 で0.2%増加しております。

38ページの3款国民健康保険事業費納付金は、保険給付に係る費用の納付金として医療給付費分、 後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせて、東京都へ納付するもので都による算定の結果、前年度 比で8.0%増加しております。

40ページからの4款保健事業費は、後発薬品差額通知等の費用や健康増進・サポート事業、特定健康診査などに係る事業費で、3.0%の減少となっております。

44ページの5款基金積立金は、令和3年度決算剰余金を全額積み立てたもので前年度比7.6%の増加となっております。

その他につきましては、例年実施している国民健康保険事業の運営に要した経費でございます。

次にページをお戻りいただきまして、10ページの歳入でございます。

資料2の上段もあわせてご覧ください。

1款、国民健康保険税は、令和4年度は税率等改定による調定額の増、被保険者数の減少傾向などの 影響から、前年度比1.8%、4,400万円余の増となっております。

16ページの4款、都支出金は、東京都が国民健康保険制度財政主体であることに伴い、保険給付費に必要な費用を普通交付金として市へ約75億7,600万円交付されたほか、特別交付金として保険

者努力支援分、特別調整交付金分、都繰入金2号分、特定健康診査等負担金を、財政状況や実施事業に 応じた財政調整として交付を受けた結果、前年度比1.0%、8,100万円余の減となっておりま す。

20ページの 6 款、繰入金は、前年度比 12.1%、 1 億 5 , 400 万円余の増となってございます。なお、一般会計から赤字補填分として繰り入れを行う「その他一般会計繰入金」は 4 億 5 , 000 万円で、前年度比 18.4%、 7,000 万円の増となっております。

また、国民健康保険事業運営基金繰入金は、前年度比55.8%、8,600万円余の増となっております。

24ページの8款、諸収入は、令和2年度に東京都へ納付した国民健康保険事業費納付金のうち退職者分の精算による返還金が減少したことにより、前年度比45.8%、1,700万円余の減となってございます。

最後に、国民健康保険の被保険者の状況でございますが、別添資料3をご覧ください。

年度末における国民健康保険被保険者等の状況でございます。

国保世帯及び被保険者数については、それぞれ令和3年度は16,289世帯、24,217人で、 令和4年度は15,730世帯、23,079人となってございます。

世帯では559世帯、3.4%の減、被保険者では1,138人、4.7%の減となっており、引き 続き減少傾向が続いている状況となってございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○会長 ありがとうございました。

それでは、これより審議をお願いしたいと思います。

何かご質問、あるいはご意見ございましたら、よろしくお願いいたします。

○委員 確認させていただきます。

資料2にございます繰入金のその他の部分ですが、これは、いわゆる赤字繰入金だと思いますが、た しか令和4年度は税率等の改定があった年でありましたが、この額が増加しておりますが、その理由に ついて。

それと、収支額約2,000万円と前年と比べて少ないようですが、その活用についてお伺いいたします。

- ○会長 ありがとうございます。それでは、事務局よりお願いいたします。
- ○事務局 ご質問ありがとうございます。

ご指摘のとおり赤字繰入となる部分がここでございまして、また、令和4年度につきましては、税率 等改定を行った年度となっております。赤字繰入が増加している要因でございますが、まず、歳出では、 東京都へ納付する事業費納付金、こちらが令和3年度と比較いたしまして2億7,000万円ほど増加 してございます。

資料2をご覧いただきますと、国保税の収入につきましては、税率等改定により前年度比で増加しているところでございますが、団塊の世代の後期高齢者医療への移行など、被保険者数が減少傾向にございまして、見込みより増加していないという状況となり、結果として赤字としての繰入れに要する額が、前年度と比較しまして7,000万円ほど増加したということでございます。

次に、差引額の約2,000万円についてでございますが、次の議題にも関わってまいりますが、令和5年度の歳入で、まず全額収入をいたします。あわせまして、金額を基金、貯金という形で積立てを行いますが、この2,000万円のうち、大部分が令和4年度に収入した都支出金の受入れ過多の一部となりますので、今後過年度返還金として支出をする必要があるものとなってございます。

以上でございます。

- ○会長 ありがとうございました。よろしいでしょうか。
- ○委員 ありがとうございました。
- ○会長 ありがとうございます。

では、続きましてお願いいたします。

- ○委員 この資料2にあります歳入の国庫支出金が、令和4年度に大きく減少しているという、この理由 は何かあるのでしょうか。
- ○会長 お願いいたします。
- ○事務局 ご質問ありがとうございます。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染に係る国保税の減免分、減免措置というものがされておりました。前年度と比較をいたしまして、新型コロナウイルスの感染により、収入が一定以上減った方が減免の対象となるところですが、令和3年度と比較をいたしますと、申請される方が減ったと、減免額が減少しているということが要因となってございます。

以上でございます。

- ○委員 ありがとうございました。
- ○会長 ありがとうございます。

そのほかにございますでしょうか。

お願いいたします。

- ○委員 今後も赤字が解消されない限り、税率を改定し、市民の負担を増やさざるを得ない状況があると 思うのですけれども、市の努力としてのインセンティブの状況を教えていただきたいです。これまで聞いた中では、ほかの市よりも東久留米市は努力していると聞いていますので、引き続き努力していただくようお願いいたします。
- ○会長 事務局、ございますでしょうか。
- ○事務局 今回の決算書の中では、16ページから17ページにかけまして掲載させていただいております特別交付金、また保険給付費補助金、そういったものがいわゆるインセンティブとしてご説明をさせていただいているところでございます。この中には、新型コロナウイルス感染症に係る費用が計上されておりまして、その影響が色濃く出ておりました。令和3年度と比較いたしますと、全体的には減少しているところでございます。ただ、インセンティブとしての特別交付金の中の保険者努力支援分でございますが、令和4年度では東京都全体62区市町村の中で3位、令和5年度で9位とやや順位を下げる見通しとなっているものの、都全体としては高い水準でインセンティブを獲得しているというところでございます。

以上でございます。

○会長 よろしいでしょうか。

- ○委員 ありがとうございます。
- ○会長 今、委員がご質問いただきましたけれども、今日の決算の資料を見ても、国保の場合には、我々被保険者が払っている保険料で賄っているのが大体3割弱になっていまして、ほかが、まさに税金からの、一般会計からの繰入れですとか、それから東京都からの支出金で賄っていますので、本当に国民健康保険制度としては非常に厳しい構造になっているかと思います。ぜひ皆様に意識いただいて、また代表としてモニタリングしていただければと思います。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

(発言する人なし)

○会長 それでは、私から事務局に1つご質問したいと存じます。

資料2の下段の歳出のところで、平成29年度から令和4年度まで順々に表になっているかと思います。下段の歳出の中で、一番上の総務費も増減がマイナス11%になっていますが、そのほかでいうと、8番目の保健事業費がマイナス3.0%ということで減額に決算がなっています。これは、恐らく保健事業を受ける被保険者自体が今減っているということもありますが、前年に対して3%減ったという背景を教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

こちら、会長から今お話しいただいたとおり、被保険者数がやはり減少傾向にあることに加え、特定 健康診査の受診率が令和4年度は若干下がったこともあるかと思います。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。先ほど委員からもご指摘がありましたが、保健事業というのは、本当に皆さんの健康予防を担う事業ですので、なるべく市におかれては、引き続き実施率を上げていただきたいということと、それから、全国的には本当に東京都は一番保健事業が低い状態ですので、東久留米市さんにおいても、ぜひ保健事業の推進を、市民の健康という視点で進めていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

(発言する人なし)

○会長 それでは、事務局のご説明のとおりご承認をいただきたいと存じますが、異議ございますでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と言う人あり)

○会長 ありがとうございます。それでは、承認することといたします。

- ◎「令和5年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算(案)」
- ○会長 続きまして、「令和5年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算(案)」について、説明を お願いいたします。
- ○事務局 議題(2)「令和5年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算(案)」についてご説明させていただきます。

右上の四角で囲みました議題2とあります冊子、「令和5年度東久留米市国民健康保険特別会計補正 予算(案)」の2ページをご覧いただければと思います。 補正予算の案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,036万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億3,764万3,000円とするものでございます。

初めに歳出からご説明いたします。資料、事項別明細書、12ページをお開きいただければと思います。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、目2 退職被保険者等医療給付費分は、令和3年度に東京都へ納付した同納付金の精算に伴うもので、6万6、000円を計上するものでございます。

2項後期高齢者支援金分、目2退職被保険者等後期高齢者支援金等分につきましても、令和3年度に 東京都へ納付した同納付金の精算に伴うもので、2万8,000円を計上するものでございます。

5款1項、目1基金積立金は、前年度繰越金を国民健康保険事業運営基金に積み立てるもので、1,938万9,000円を増額するものでございます。

1.4ページをお開きいただければと思います。

7 款諸支出金、1項償還金及び還付金、目2償還金は、普通交付金、特別交付金並びに特定健診等負担金の前年度精算に伴い、6,088万1,000円を増額するものでございます。

次に、ページをお戻りいただきまして、10ページの歳入でございます。

6 款繰入金、2項基金繰入金、目1国民健康保険事業運営基金繰入金は、過年度償還金等の支払に当たり、不足する財源について、国民健康保険事業運営基金より繰り入れるもので、6,097万6,00円を増額するものでございます。

7款、1項、目1繰越金は、令和4年度の決算剰余金を繰り越すもので、1,938万8,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○会長 ありがとうございました。

それでは、質疑応答に入りたいと思います。何かご質問、ご意見ございますでしょうか。 お願いいたします。

- ○委員 収支の余剰金とございます、この補正をあわせて見ていきますと、基金の残高がそれなりにある ように思えます。昨年の協議会でも話に上がりましたが、次の税率等改定時に活用できないのでしょう か。お伺いいたします。
- ○会長 お願いいたします。
- ○事務局 ご質問ありがとうございます。

基金の残高についてでございます。令和5年7月1日現在の補正前の予算ベースでは、約3億2,000万円でございまして、過年度返還金など、今回の補正後の予算ベースでは、約1億3,000万円の基金残高となる見込みとなってございます。税率等改定の検討を行う際には、まず、東京都へ納める事業費納付金が幾らか、それに対して、幾ら市の歳入が不足するのか、こういった点から検討が始まりますので、令和6年度の納付金が示され、かつ、今後の赤字解消計画上必要とする基金の額との差分が幾らなのか、また、社会状況などを加味する必要がございますので、一概には言えませんが、被保険者さんの急激な負担増とならないように、基金は活用していくということを視野に入れて検討する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

- ○委員 ありがとうございました。
- ○会長 ありがとうございました。

そのほかにございますでしょうか。

(発言する人なし)

○会長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようでしたら、これをもって質疑を終了いたします。

事務局の説明のとおりご承認いただきたいと存じますが、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○会長 ありがとうございました。異議なしということで、承認いたします。

◎報 告

- ○会長 議題は以上ですけれども、事務局よりご報告があるということでございます。事務局、お願いいたします。
- ○事務局 事務局からのご報告でございますが、次第4に記載がある順にご報告申し上げたいと存じます。 まず、納税課長のほうから令和4年度国民健康保険税の徴収状況について、国民健康保険税口座振替 推進キャンペーンについて、また、私と健康課長のほうからデータヘルス計画の経過報告について、最 後に、その他といたしまして私からご説明をさせていただきたいと存じます。

質問につきましては、それぞれの説明が終わりましたら、お願いできればと思います。

まず、納税課長のほうから報告をお願いいたします。

○事務局 2点報告させていただきます。

1点目、令和4年度国民健康保険税の徴収状況につきまして、ご報告させていただきます。

最初に国民健康保険税現年分の収納状況でございます。資料9をご覧ください。

調定額は24億8,496万2,000円、収入額は23億6,870万6,000円、収納率は9 5.3%、前年度比で0.1%減となっております。

滞納繰越分の収納状況は、調定額は2億744万9,000円、収入額は8,616万1,000円、収納率は41.5%、前年度比で3.0%減となっております。

納税課におきましては、令和4年度も引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で業務に制限がある 中で、国民健康保険税をはじめ市税収入を確保するため、次のような取組を行いました。

まず、3年度と同様、納め忘れを防ぐための電話催告を約1万5,000件行ったほか、来庁が難しい方のために平日夜8時までの夜間窓口を3日間、土日の休日窓口を6日間行いました。また、納付環境の整備として、令和3年1月からスマートフォン決済アプリを導入しておりますが、昨年度3社増えて、現在はPayPayなど9社のスマホ決済アプリが利用可能となっております。納税者の方にとっては、いつでもどこでも納付が可能となる上、ポイントが還元される場合もあり、4年度の利用件数は、全税目合計で1万8,260件と、前年度比で約4,500件の増となっております。

こうした取組により、納期内納税者の方が増える一方で、財産があるにもかかわらず納付しない方に つきましては、差押え等の滞納処分を行い、納期内納税者の方との公平性を担保しております。

納税課としましては、今後とも国民健康保険制度の安定のため、保険年金課と連携を取りながら、累

積滞納者の抑制や納税意識の向上に努めてまいります。

2点目、国民健康保険税口座振替推進キャンペーンについてご報告させていただきます。

資料10及びB5の両面のチラシをご覧ください。

昨年度、金融機関の窓口納付やコンビニのスマホ決済から口座振替にシフトする納税者を増やし、収納率の向上を図るとともに、市が負担する手数料の削減を目的として口座振替推進キャンペーンを実施いたしました。新規に口座振替を登録していただいた方、従前から口座振替をしている方を対象に、抽選で1,000名に1,000円のクオカードをプレゼントするキャンペーンでした。

当初及び毎月の納税通知書発送時に周知のチラシを同封しキャンペーンのご案内をしたほか、保険証を必ず使う医療機関や調剤薬局等にチラシやポケットティッシュの配置をお願いし、広報や市ホームページにキャンペーン周知記事を掲載いたしました。医師会、歯科医師会並びに薬剤師会の皆様には、その節はご協力ありがとうございました。この場を借りて御礼申し上げます。

こうした様々な周知活動を行った結果、キャンペーン期間中の7月から12月までの国民健康保険税の口座振替新規申込者数は、対前年度比で120.4%となりました。ほかの税目を併せて口座振替を申し込む方も少なくなく、市民税・都民税の普通徴収分、それから固定資産税・都市計画税、後期高齢者医療保険料等の対年度比も120%前後となり、相乗効果が出たものと担当課では考えております。

今年度の予定でございますが、昨年度の取組が一定の成果を上げたこと、令和6年度からコンビニ納付とスマホ決済の手数料が大幅に上がる見込みであることなどから、今年度も国民健康保険税に限定し、引き続き実施予定でございます。ただし、今年度は口座振替新規申込者に限定し、当選者も500名に絞り、お礼の品も本市のふるさと納税返戻品の中から、東久留米市産ジャムセットを選定いたしました。国民健康保険税の現年収納率は95.3%と、ほかの市税と比較して4%ほど低く、収入額に換算すると4%、約1億円弱となります。仮に収納率が1%上がった場合、約2,500万円の収入増となり、

多摩地区の類似団体で現年収納率が97%台の自治体もあることから、担当課としましては、安定して確実に納付が見込まれ、市の負担も低い口座振替を、今後も重点的に推進してまいります。

なお、キャンペーンの財源は、今年度も東京都国民健康保険保険給付費等交付金を活用する予定でご ざいます。

私からは以上でございます。

○会長 ご報告ありがとうございました。

皆様よりご質問などございますでしょうか。

お願いいたします。

○委員 資料10ですけれども、東久留米市の国保税の収納率が95.3%となっているのですが、これは、ほかの市と比較するとどうなるのでしょうか、低くなるのでしょうか。

あと、高齢者の方は、国保というのは年金から天引きされておりますけれども、払われていない方というのは、これは年金を払っていない若い人なのでしょうか。

- ○会長 事務局、お願いいたします。
- ○事務局 2点ご質問いただきました。

1点目、国保税の収納率でございますが、令和4年度の現年分は、多摩26市中15位という結果になっております。ちなみに、1位は小金井市の97.7%、最下位は福生市の91.4%でございます。

ただ、多摩地区は全体的に収納率がよく、90%以下の団体というのはございませんが、23区のほうは、過半数を超える13団体が80%台の収納率となっている状況でございます。

ちなみに、23区の1位は文京区の95.2%ということで、うちより低いというような、1位の団体でもうちより低いというような状況になっております。

2点目、若年層の国保税収納率でございますが、納税義務者を 6 5歳以上と 6 5歳未満のグループに分けて収納率を見てみますと、 6 5歳以上が 9 8. 6 1%、 6 5歳未満が 9 2. 0 7%となっておりまして、年金から特別徴収されている 6 5歳以上の納税者のグループのほうが、収納率はよい結果となりました。 さらに、この 6 5歳未満のグループを年代別に分けて収納率を見てみますと、 6 0代が 9 6. 5 4%、 5 0代が 9 3. 1 %、 4 0代が 9 0. 5 8%、 3 0代が 8 8. 9 8%、 2 0代以下が 7 8. 3 2%と、若年層ほど収納率が低い結果となっております。

- ○委員 23区が低いのは、何か理由があるのですか。
- ○事務局 23区が低い理由というのは、私、先日東京都の主税局主催の課長研修に参加したのですけれども、その場で、区の課長と情報共有する機会がございまして、そちらの区は29万人の区民のうち、3万人が外国人の住民の方ということで、近年はベトナム、ミャンマー、ネパール人の方が増えておりまして、中でもベトナム人の6割の方が未納で、対応に非常に苦労されているというお話でした。このため、そちらの区のほうでは、催告書等は封筒や文書も多言語対応になっていまして、英語のほか、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語で記載をするようにしたということです。それから、あと中国語とかベトナム語を話せる会計年度任用職員の方、臨時職員の方を雇用し、窓口や電話対応に当たらせているというようなお話をされていました。

特別区のほうは、こうした外国人住民の方が少なくないので、それが収納率にも反映されているのではないかと推測をしているところです。

- ○委員 ありがとうございました。
- ○会長 ありがとうございました。そのほかにございますでしょうか。
- ○会長 よろしいでしょうか。それでは、次のご報告お願いいたします。
- ○事務局 それでは、データヘルス計画の経過報告をさせていただきます。恐れ入りますが、資料11を ご覧ください。

令和2年度に中間評価を実施しました第二期データヘルス計画の標準化シートをベースにご報告いた します。中間評価により設定しました新たな目標値に対しての実績となってございます。

資料上、黄色の網掛けとしている部分が、新たに数値等を更新している箇所で、一部、時期的に数値 が出ないものもある状況でございます。

最初に、計画の全体像でございます。資料右上角に「計画全体」と小さく書いてあります、こちらを お開きください。

一番左端にあるアルファベットが「健康課題」を、A、B、C、Dに分類したものです。そのまま右側に進みまして、中央あたりにございます、「評価項目」欄をご覧ください。その各評価項目の目標値などは、そのさらに右にございます、「目標値」欄に記載がございます。「目標値」欄につきましては、

黒字の計画目標値に対し、赤字で実績値を示してございます。

まず、A分類の医療費に係る部分では、評価項目(1)腎不全レセプトのある被保険者数の対前年度増減率がマイナス8. 1%、(2)要医療フォロー事業対象者の減少率が100%となってございます。次に、B分類の生活習慣病に係る部分では、(1)糖尿病、高血圧症、脂質異常症の一人当たり医療費の対前年度増減率がマイナス2.8%、メタボ該当者の割合については、現時点で数値なしとなってございます。C分類の「がん」に係る部分では、(1)がん検診の受診率、(3)喫煙率については、この後の個別シートにてご説明させていただきます。(2)精密検査受診率については、現在受診勧奨中でございます。D分類の生活習慣に係る部分ですが、(1)健診受診者の高血圧の割合、(2)脂質異常の割合、共に現時点で数値なしの状況となってございます。

○事務局 続きまして、個別シートについてご説明いたします。

1ページめくりまして「1特定健康診査」をご覧ください。アウトカムの欄「内臓脂肪症候群の該当者の割合」及びアウトプットの「特定健康診査受診率」ですが、令和4年度の法定報告数値が11月頃に公表されることから現時点ではお示しできませんが、特定健康診査受診率につきましては、健診票送付者数を受診者数で単純に割り返した実数値が算出できており、参考値として47.7%となっております。当初の想定では、新型コロナウイルス感染症による受診を控える方、これが解消されるのではないかと想定しており、受診率が増加すると見込んでおりましたが、第7波の影響もあり、令和3年度とほぼ同様の受診率となっております。

ページをめくっていただきまして「2 (1)特定保健指導」、「2 (2)特定保健指導参加のための環境づくり」をご覧ください。こちらも特定健康診査と同様、令和4年度の法定報告数値がまだ公表されていないことから現時点では正式な数値をお示しできませんが、実数値として、アウトプット欄特定保健指導実施率は10.9%となっております。特定保健指導においては、未受診者に対して、お電話や勧奨ハガキ等で勧奨を行っておりますが、利用率に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大以降、減少傾向にございます。

ページをめくっていただきまして「2 (3) 生活習慣病予防対策」をご覧ください。アウトカムのいずれも法定報告数値の算定を待ってということになりますが、令和3年度と比較すると全体的に数値が増加しており、前年度より数値を減少させるという目標の達成には至りませんでした。

ページをめくっていただきまして「2 (4) 要医療者フォロー事業」をご覧ください。本事業は、特定健診の結果、非肥満で血糖値が受診勧奨レベルにある対象者に対して、受診勧奨を行うものであります。

昨年度の対象者は1名でしたが、この対象者におきましては市と医療機関のフォローによって適切な 医療へと繋がったため、アウトカムの令和4年度の要医療者フォロー事業対象者の減少率と致しまして は、100%となっております。

アウトプットの、受診勧奨により治療を開始した人の割合は、71%となっております。内訳といたしましては、令和4年度の対象者7名のうち、医療機関及び市からのフォローにより医療機関を受診し治療を開始された方が5名、「受診の意思なし」との回答があった方が1名、残りの1名はアプローチに対して回答が得られなかった方となります。

引き続き医療機関と連携を図り、対象者へアプローチの継続を図ってまいります。

特定健診に関する進捗状況は以上となります。

○事務局 続きまして、次のページになります「3(1)糖尿病性腎症重症化予防事業」をご覧ください。 アウトカムの対前年度増減率でございますが、マイナス8.1%となってございます。社会保険への 加入による脱退や、離職による加入などにより、成果としての分析は難しいところですが、結果として、 減少しているという結果となってございます。アウトプットでございますが、83.3%という結果で、 令和4年度においては、6名の方が保健指導の希望をされましたが、実施中においてコロナ禍の影響に より辞退者が1名いらっしゃったところでございます。

次のページでございます「4(1)ジェネリック医薬品の利用促進」をご覧ください。

アウトカムでは、目標値72.0%に対して実績が74.9%と達成している状況でございます。アウトプットにつきましては2,431件の通知実績となってございます。アウトカム指標は達成しているところでございますが、アウトプット指標については目標値を下回りかつ減少しております。この要因としては、母数である被保険者数の減少やアウトカム指標の後発医薬品の使用割合が増加していることなどが考えられるところでございます。今後の推移を確認しつつ、目標等の設定を検討して参ります。次のページ「4(2)重複・頻回受診対策」をご覧ください。アウトカムについてでございます。令和3年度に通知を行った対象者の錠数の状況を、令和4年度とで比較した数値ですが、プラス38.5%となってございます。年2回、9月と3月に重複・頻回受診に係る通知を送っているものの、前年度比較としては増となったところです。前年度までの推移から大幅に上昇しているため、単年度での評価は難しいところですが、同対象者などにつきましては、より注視していきたいというところでございます。なお、アウトプットでは、対象となる方に確実に通知を行ってございます。

次のページ「4(3)健康増進・サポート事業」をご覧ください。システムの登録者数の増加をアウト プットとしているところでございまして、令和4年度末では、410人と27人増加いたしております。 健診や各種イベント、窓口での案内時等、引き続き利用者増につながるよう、様々な周知を図って参り たいと考えております。

○事務局 続きまして、「4(4)がん検診」、「4(5)がん検診の受診率向上対策」をご覧ください。 東京都保健医療局で公表していますとうきょう健康ステーションでの公開値を基にご説明をいたします。

現在、最新で公表されているものは、令和3年度の受診率になります。胃がん検診が3.2%、肺がん検診が0.8%、大腸がん検診が27.6%、子宮頸がん検診が10.8%、乳がん検診が14.9%となっており、令和2年度と比較すると大腸がん検診のみが微増となっております。がん検診におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、受診率が低下しているものだと考えております。受診率向上の取り組みとしては、令和4年度からTwitter1terやFacebook6xの情報発信を開始した他、勧奨ハガキのデザインを市民の目に留まるようなものに変更するなどの取り組みを行ってまいりました。特に、SNSでの周知に関しては、若年層の方に向けて、効果的な手段であったと感じております。

○事務局 以上で、第二期データヘルス計画の経過報告とさせていただきます。

なお、現行の第二期データヘルス計画については、今年度が最終年度となっており、第三期同計画を 今年度末までに策定する予定でございます。あわせまして、第四期特定健康診査等実施計画も策定して いくところでございます。すでに、会議冒頭でお伝えしましたように、支援事業者さんにご協力いただきながら、作業は進めており、次回会議までに素案の資料等をご提示し、皆さまからご意見等賜りたいと考えておりますので、ご承知おきのほど、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

委員の皆様より何かご質問などございますでしょうか。 お願いいたします。

○委員 特定健診と後期高齢者健診について、個人的な話で申し訳ないのですけれども、身近に高齢者が おりまして、健診の通知が家のほうに届くのですが、老人施設のほうにもう入居していますので、必要 がない状況なのですね。ですから、こういった検診の封筒が家に届いたりしています。

そして、今、高齢者世代では全く医療に関わっていないという方は多分いないと思うのですね。ほとんど毎月のようにお薬をもらいに行ったりしている中で、健診の必要性はどうなのかなということと、その分があったらば、もうちょっと若い人たちに健診とか、現役の世代にしたほうがいいのではないかなという気持ちがあります。その辺のお話を聞かせて頂けると嬉しいです。

- ○会長 事務局よりお願いいたします。
- ○事務局 ご質問ありがとうございます。

本市の特定健診につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律、この第20条に基づき、40歳以上の国民健康保険被保険者に対して実施しております。また、後期高齢者健診につきましては、東京都後期高齢者医療広域連合より委託を受け、各市町村が健診を実施しております。

本市といたしましては、健康診査の対象者は法律に準じて判断をしておりますので、対象者の年齢の 引下げという点では難しいと考えております。

また、健診票の通知についてでございますが、当市では、健康診査の対象の方について、年齢に関係なく一律健診票を送付しております。こちらに関しましても、郵送の有無を年齢で区別することは、公平性という観点からちょっと難しいと考えております。

また、厚生労働省の告示により、健康保持の維持に関する規定が設けられております有料老人ホームや介護保険施設への入居者等につきましては、対象者から除外をすることとされておりますので、適切な医療を受けられる状況下にある方につきましては、今委員がおっしゃったように対象から除外するよう努めておりますが、本市の場合、その方々が住所を移していなかったりとか、あるいは住所の欄に何丸何号と施設名が書いていなかったりすると、送っているということがあるのが現状でございます。

以上でございます。

- ○委員 ありがとうございます。
- ○会長 ありがとうございました。今のご質問、非常に大事な視点かと思います。今、事務局からもありましたけれども、私も60代、70代以上の方だけではなくて、やはり40代、50代の方ももっと受けていただきたいなと思っています。

それから、なぜ治療中の方が健診も受けるかということですが、私の実家が開業医をやっておりまして、60代の方であっても健診を受けていただいているそうです。そうしますと、その健診の結果が市の保健師などが分かりますので、例えば、治療中断をして、我々医療機関には手が届かない、それから医師のほうが食事指導とか運動指導、なかなかやる時間がないといった中で、国保の特定健診を受けて

いただいていると、ちゃんとお医者さんのところに継続して行ってくださいね、あるいはお薬はちゃんと飲んでいますか、それから必要な生活習慣の指導とかをしていただけるという意味で、お医者さんのかかりつけ医からの診療と、それから市の国保からの特定健診、保健指導というのは、両方とも非常に重要なものだと思います。

どうも貴重なご意見ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

○会長 よろしいでしょうか。

それでは、次のご報告、お願いいたします。

○事務局 それでは、(4) その他として、4点報告をさせていただきます。

まず報告の1点目でございますが、本日欠席をされております委員からも、事前に資料を見ていただきましてご質問をいただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。

質問の1点目、滞納者の支払期限は、ほかの税金と同じで5年でしょうかということで、回答といた しましては、支払期限が時効のことをおっしゃっているならば、東久留米市は税で徴収をしております ので、原則として法定納期限の翌日から起算して5年間徴収権を行使しないと、時効により消滅をして しまいますと回答しております。

質問の2点目といたしまして、現時点での国保税の滞納額の総額は幾らですかということで、毎年5月末を決算期としているため、5月末現在の滞納額でお答えをさせていただくと、前年度課税分と滞納繰越分、こちらの合計で2億2、417万1、655円となりますと回答させていただいております。

また、質問の3点目、税金について、滞納期限があるのはどうしてですかというご質問をいただいておりまして、回答といたしましては、時効はある一定の事実状態が長期間にわたって存続した場合に、それが事実に合致するか否かを問わず、その継続した事実状態を尊重し、これに法律効果を与え、権利の取得、または消滅の効果を生じさせる制度です。私法上の時効には、消滅時効と取得時効がありますが、地方税法上は消滅時効だけです。社会秩序の維持と法的安定を図ること、権利を有しながら、それを行使しないで放置している者は、法律上の保護を与えるに値しないことなどが挙げられていますと回答させていただいております。

あわせて、特定健診の啓発活動はどのようにされているのかと、こういうご質問をいただきまして、 市民の方へ向けては、健診のご案内を4月1日に全戸配付をしております。その他、広報、ホームページ、SNSでの周知に努めております。また、120を超える医療機関、また連絡所などの公共施設において、ポスターの掲示をお願いし、啓発活動に努めておりますということを、関係部署と調整し、回答をさせていただいております。

続きまして、報告の2点目でございます。新型コロナ感染防止対策等についてご説明をさせていただきます。

こちら資料はございませんが、新型コロナウイルス感染症が5月8日より5類感染症に位置づけられたことに伴いまして、傷病手当金の支給と国民健康保険税の減免につきまして、規則等の改正を行ってございます。内容といたしましては、まず、傷病手当金につきましては、支給対象を5月7日り患分をもって終了することといたしまして、り患した日から2年間を経過するまでを申請期限といたします。

次に、国民健康保険税の減免につきましては、令和4年度課税分をもって終了することとし、令和5

年11月30日までを申請期限といたします。規則等の改正につきまして、事後報告となりますが、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

これまでの傷病手当金の支給状況でございます。令和3年度が8件、94万7,079円の支給、令和4年度が39件、109万5,038円の支給、令和5年度が、6月末時点で8件、15万329円の支給で、総額およそ219万円となってございます。

次に、東久留米市国民健康保険税減免申請状況でございます。

申請等の状況でございますが、令和5年6月末現在で、平成31年度分の申請を108件、令和2年度分の申請を368件、令和3年度分の申請を135件、令和4年度分の申請を44件、それぞれ受け付けております。減免決定額といたしましては、平成31年度分から令和4年度分までを合わせまして、総額約8,000万円となっております。なお、こちらの減免分の金額につきましては、国から全額財源充当がされることとなっております。

続きまして、報告の3点目でございます。

東日本大震災で被災された方に対しまして、令和5年度につきましても、引き続き一部負担金及び国 民健康保険税の減免を行います。ただし、国民健康保険税の減免につきましては、被災地の避難指示の 解除に合わせまして、国の財政支援の見直しが段階的に行われます。令和5年度に関しましては、本市 では3世帯が減免の対象となりますが、そのうち2世帯につきましては見直しの対象となりまして、減 免割合が2分の1となってございます。

最後に報告の4点目でございますが、介護保険料の賦課決定について、税額の変更を行うことができる期間の起算点、こちらに誤りがあることが判明したことから、国民健康保険税につきましても調査を実施したところでございます。調査を行った結果、現在の事務取扱に誤りはありませんでしたが、平成29年度と平成27年度に行った税額の変更につきまして、合わせて3件の誤りがあることが判明いたしました。

本来であれば、時効により税額の変更を行うことができないものですが、過大に保険税を徴収していたことになります。過大に徴収した保険税につきましては、対象者の方へお詫びをするとともに、要綱に基づきまして速やかにお返しするよう、関係各所と連携して対応させていただきます。

なお、本件につきまして、7月24日の月曜日に報道機関向けにプレスリリースをしており、市ホームページにも掲載されております。

その他の報告といたしましては以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

今の件について、ご質問などありますでしょうか。

(発言する人なし)

- ○会長 それでは、最後に事務局からお知らせございますでしょうか。
- ○事務局 今後の国民健康保険運営協議会についてでございます。第2回は、令和5年11月9日木曜日 午後1時半からの開催の予定でございます。お忙しい中恐縮ですが、ご予定くださいますようお願い申 し上げます。近くなりましたら開催通知を送らせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、繰り返しになって恐縮ですが、データヘルス計画の説明の中で申し上げたところでございます

が、次回会議までに同計画の素案等の資料につきまして、ご意見を賜れればと考えております。こちらは、10月上旬を目途に別途郵送等にてご案内差し上げますので、お忙しい中恐縮でございますが、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

〇会長 それでは、これをもちまして、令和 5 年度第 1 回国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。

皆様、ご協力いただきましてありがとうございました。

(午後2時50分閉会)

-18-

以上の会議録に相違ないことを証し、署名する。

令和5年7月27日

会 長 古井祐司

署名委員 山 﨑 紀 子

署名委員 熊野雄一

署名委員 西村 より子